

広島県告示第八百十四号

河川区域の変更によって、次のとおり廃川敷地等が生じた。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県広島地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 河川の名称

一級河川太田川水系指定区間戸坂川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十年十月二日

三 廃川敷地等の位置

広島市東区戸坂大上一丁目二二三番三

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

一四三・〇五平方メートル